

## 香芝市上下水道事業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき香芝市上下水道部水道料金等未収金管理回収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長  
香芝市長 福岡憲宏

### 1. 委託した業務

- ・水道料金等未収金管理回収業務

### 2. 委託を受けた者

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階  
弁護士法人 館野法律事務所

### 3. 委託した期間

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日